

## 参 考 资 料



# 1 瑞浪市障害者計画・障害福祉計画策定の経緯

	日 時	議 題
瑞浪市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	第1回 平成23年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 会議の運営について</li> <li>2. 計画策定の基本的な考え方と今後のスケジュールについて</li> <li>3. 瑞浪市の障がい者の現状について</li> <li>4. 瑞浪市障害者計画及び障害福祉計画策定における調査結果報告書（概要）について</li> <li>5. ヒアリング調査の実施について</li> </ul>
	第2回 平成23年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 第2次障害者計画の評価検証について</li> <li>2. 障害者計画体系の見直しについて</li> <li>3. 障害者計画各論の内容について</li> <li>4. 障害福祉計画について</li> </ul>
	第3回 平成24年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 瑞浪市障害者計画・障害福祉計画（素案）について</li> <li>2. パブリックコメントの実施について</li> </ul>
	第4回 平成24年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. パブリックコメント実施結果について</li> <li>2. 計画（案）について</li> </ul>

## 2

# 瑞浪市障害者計画等策定委員会設置要綱

### 瑞浪市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成17年12月15日告示第154号

### 瑞浪市障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定による瑞浪市障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定による瑞浪市障害福祉計画の策定にあたり、必要な事項について審議を行うため、瑞浪市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 瑞浪市障害者計画及び瑞浪市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービスを利用する者 4人以内
- (2) 公募による市民代表 2人以内
- (3) 障害者福祉を支援する団体に所属する者 2人以内
- (4) 障害福祉関連の業務に従事する者 3人以内
- (5) 識見を有すると市長が認める者 3人以内
- (6) 障害者福祉に関係する行政機関の職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において行う。

( 委任 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 3

## 瑞浪市障害者計画等策定委員会委員名簿

所属団体等	委員氏名	区 分
瑞浪市身体障害者福祉協会	小 林 潔	
瑞浪市手をつなぐ育成会	浅 野 勝 久	
NPO法人東濃さつき会	柴 田 さだ子	
養訓センター親の会「ぼけっと」	板 倉 ゆかり	
手話サークル「あすなろ」	今 井 恵 子	
音訳ボランティア「ともしび会」	伊 藤 洋 子	
県立サニーヒルズみずなみ	吉 村 信	
陶技学園みずなみ荘	堀 部 準 児	
医療法人仁誠会 大湫病院	箭 内 友 子	
瑞浪市社会福祉協議会	伊 藤 陽 子	委員長
社団法人土岐医師会	岩 垣 重 秋	副委員長
瑞浪市民生委員・児童委員協議会	成 瀬 清 孝	
岐阜県東濃保健所	遠 山 知恵子	
県立東濃特別支援学校	保 母 朋 子	
公募委員	安 藤 誠 子	
公募委員	篠 原 舞 子	

(順不同、敬称略)

## 4 瑞浪市障害者計画及び障害福祉計画策定における調査結果

### 調査の概要

#### 1 調査の目的

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第7条の2第3項に規定する瑞浪市障害者計画（平成18年3月策定）及び障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画（平成21年3月策定）の見直しを行い、計画を策定します。

そこで、障がいのある人の生活状況や福祉政策に対するニーズ把握を行い、計画策定に当事者の意見を反映するとともに、一般市民に対してもアンケート調査を実施し、障がいのある人への理解度を把握し、障がいのあるなしに関わらずだれもが安心して地域で生活していくための方策を検討する基礎資料としてアンケート調査を実施することを目的とします。

#### 2 調査対象

市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、一般市民から無作為抽出

#### 3 調査期間

平成23年4月11日から平成23年4月25日

#### 4 調査方法

郵送による配布・回収

#### 5 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	700通	454通	64.9%
知的障がい者	200通	102通	51.0%
精神障がい者	100通	55通	55.0%
一般	1,000通	521通	52.1%

#### 6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

## 調査の結果

### 1 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対するアンケート 就労・就学について

問 仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。  
(あてはまるものすべて)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	収入が少ない(26.5%)	収入が少ない(43.2%)	収入が少ない(70.0%)
2位	長時間の就労が困難である(16.2%)	職場でのコミュニケーションがうまくとれない(13.5%)	病気であることを話せない(40.0%)
3位	通院のための休暇がとりにくい(8.8%)	職場までの通勤がたいへん(5.4%)	長時間の就労が困難である(40.0%)

問 あなたは、今後、日中どのように過ごしたいと思いますか。( は1つだけ)

	有効回答数(人)	正規の社員(従業員として働く(自営業を含む))	パート・アルバイトとして働く(兼業主伝いを含む)	通所授産施設に通って就労訓練を受ける	幼稚園や保育園、学校などに通う	福祉施設などに通い介護を受ける	自宅で過ごす	その他	わからない	無回答
身体障がい者	454	8.6	7.5	0.2	0.4	5.9	51.3	5.3	4.4	16.3
知的障がい者	102	13.7	5.9	23.5	13.7	14.7	8.8	2.9	5.9	10.8

(単位：%)

	有効回答数(人)	正規の社員(従業員として常勤の仕事をした	パート・アルバイトなど短期間の仕事をした	通所授産施設などに通いたい	学校などに通いたい	病院 診療所や保健所などのケアに通いたい	患者同士がいつでも集まることのできる場所で過ごしたい	仕事や学校以外で定期的に外出したい	自宅で療養したい	医療機関や福祉施設で療養したい	習い事に通いたい	その他	わからない	無回答
精神障がい者	55	10.9	5.5	1.8	-	12.7	3.6	1.8	23.6	9.1	1.8	1.8	9.1	18.2

(単位：%)



問 障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(おもなもの3つまで)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	障がい者に適した仕事を提供されること(28.2%)	障がいのある人に適した仕事を提供されること(48.0%)	健康状態にあわせた働き方ができること(29.1%)
2位	自宅近くに働く場があること(23.1%)	事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること(38.2%)	自宅近くに働く場があること(23.6%) 障がい者に適した仕事を提供されること(23.6%)
3位	健康状態にあわせた働き方ができること(23.1%)	自宅近くに働く場があること(35.3%)	

### 障がい福祉サービスについて

問 あなたは、これからの生活をどこで送りたいとお考えですか。( は1つだけ)

	有効回答数(人)	自宅で暮らしたい	家族や親族の家と一緒に暮らしたい	気のある友人や知人と暮らしたい	グループホーム等で暮らしたい	福祉施設で暮らしたい	病院で暮らしたい	その他	わからない	無回答
身体障がい者	454	68.9	5.5	0.4	0.7	3.3	0.7	0.4	5.3	14.8
知的障がい者	102	46.1	18.6	1.0	3.9	11.8	1.0	-	5.9	11.8

(単位：%)

	有効回答数(人)	ひとりで暮らしたい	自宅で家族や親族と暮らしたい	気のある友人や知人と暮らしたい	グループホームで暮らしたい	福祉ホームや介護寮で暮らしたい	病院で暮らしたい	その他	わからない	無回答
精神障がい者	55	3.6	43.6	1.8	3.6	7.3	3.6	3.6	16.4	16.4

(単位：%)

問 障がい福祉サービスの利用にあたって、障がい者ご本人の希望は取り入れられていますか。( は1つだけ)

	有効回答数 (人)	取り入れられている	やや取り入れられている	あまり取り入れられていない	全く取り入れられていない	無回答
身体障がい者	454	20.7	16.5	11.2	5.9	45.6
知的障がい者	102	19.6	26.5	11.8	4.9	37.3
精神障がい者	55	21.8	23.6	7.3	14.5	32.7

(単位：%)

### 相談について

問 将来のことで、特に不安に感じていることは何ですか。(おもなもの3つまで)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	高齢になったときのこと(34.8%)	高齢になったときのこと(41.2%)	十分な収入があるか(40.0%)
2位	災がいや病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか(18.1%)	将来いっしょに暮らす家族がいるか(33.3%)	将来いっしょに暮らす家族がいるか(29.1%)
3位	将来いっしょに暮らす家族がいるか(16.3%)	十分な収入があるか(24.5%)	高齢になった時のこと(23.6%) 将来の見通しが立てられないこと(23.6%)

問 障がい者ご本人又はご家族の方が相談したいと思うことは何ですか。(あてはまるものすべて)

	有効回答数 (人)	日常生活に関する こと	福祉サービスの利 用に関する こと	福祉サービスの情 報に関する こと	就労支援に関する こと	成年後見制度や虐 待など権利擁護に 関すること	その他	特 に な い	無 回 答
身体障がい者	454	20.7	27.8	21.6	3.5	1.1	1.3	29.7	23.8
知的障がい者	102	27.5	32.4	27.5	32.4	17.6	4.9	12.7	14.7

(単位：%)

## 外出について

問 外出の際に困ったり、不便に感じることはありますか。(あてはまるものすべて)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	道路や建物・駅に階段や段差が多い(22.7%)	商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい(11.8%)	まわりの視線が気になる(30.9%)
2位	電車やバスなどの乗り降りがたいへんである(15.6%)	障がい者用トイレが少ない(7.8%)	他人との会話が難しい(30.9%)
3位	障がい者用の駐車スペースが少ない(15.2%)	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない(7.8%)	車などに危険を感じる(18.2%)

## 災害時のことについて

問 あなたは火事や地震などの災害が発生した場合に、ひとりで避難できますか。(は1つだけ)

	有効回答数 (人)	ひとりで避難できる	介助者がいれば避難できる	介助者がいても避難することはむずかしいと思う	無回答
身体障がい者	454	49.3	27.1	13.2	10.4
知的障がい者	102	29.4	55.9	9.8	4.9
精神障がい者	55	43.6	34.5	9.1	12.7

(単位：%)

問 地震や台風などの災害時に困ると思われることは何ですか。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	安全なところまで、すぐに避難することができない(31.1%)	どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない(42.2%)	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない(34.5%)
2位	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない(18.7%)	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない(39.2%)	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない(34.5%)
3位	障がいにあった対応をしてくれる避難所が近くにない(17.0%)	安全なところまで、すぐに避難することができない(37.3%) まわりの人とのコミュニケーションがとれない(37.3%)	安全なところまで、すぐに避難することができない(25.5%)

その他

問 5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障がい者施策は進んだと思いますか。( は1つだけ)

	有効回答数(人)	非常に進んだと思う	多少進んだと思う	変わらないと思う	後退したと思う	わからない	無回答
身体障がい者	454	6.4	25.3	17.6	1.1	33.5	16.1
知的障がい者	102	2.9	19.6	26.5	2.0	42.2	6.9
精神障がい者	55	5.5	21.8	18.2	1.8	36.4	16.4

(単位：%)

問 瑞浪市における福祉・教育・雇用・まちづくりなど、障がい者の施策について満足していますか。( は1つだけ)

	有効回答数(人)	満足している	ある程度満足している	やや不満である	不満である	わからない	無回答
身体障がい者	454	5.5	22.9	5.3	4.6	44.7	17.0
知的障がい者	102	2.9	16.7	14.7	10.8	48.0	6.9
精神障がい者	55	18.2	18.2	10.9	12.7	25.5	14.5

(単位：%)

問 あなたが、暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。(おもなもの3つまで)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
1位	年金などの経済的な援助を増やしてほしい(22.9%)	働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい(32.4%)	年金などの経済的な援助を増やしてほしい(38.2%)
2位	一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるようにしてほしい(19.6%)	障がい者に対するまわりの人の理解を深めてほしい(25.5%)	具合が悪くなったらすぐ対応してくれる精神科救急医療システムを整備してほしい(23.6%)
3位	バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい(11.9%)	年金などの経済的な援助を増やしてほしい(24.5%)	まわりの人の理解を深めてほしい(21.8%)

## 2 一般市民に対するアンケート

### 地域での助け合い

問 近所に住む障がいのある方やその家族に対する日常的な支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。( はいいくつでも )

	有効回答数(人)	近所に住む者として、できる範囲で支援したい	支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない	支援をしたいが、何をすればいいのかわからない	よけいなお世話になってしまうので、支援はしない	支援は国、県市やボランティアなどが行う仕事なので、近所者はしなくてよい	その他	無回答
一般	521	46.4	30.1	27.4	7.7	1.2	4.6	4.8

(単位：%)

問 あなたは、障がいのある方のお世話をする社会福祉活動など、福祉関係のボランティア活動に関心がありますか。( はい1つだけ )

	有効回答数(人)	非常に関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	無回答
一般	521	7.1	57.8	30.3	2.9	1.9

(単位：%)

問 どのようなボランティア活動をしたいと思いますか。( はい2つまで )

	全体(人)	障がいのある方の日常生活の援助	相談や安否確認	手話 点訳 朗読活動	社会福祉施設や機関に対する援助	スポーツ・レクリエーションの指導 介助	ミニコミ紙や絵本の製作活動	専門技術を生かした教育活動 指導活動	その他	無回答
一般	192	33.9	28.1	19.8	18.8	16.1	9.4	7.8	1.6	5.2

(単位：%)

## その他

問 現在お住まいになっている地域は、障がいのある方にとって住みやすいまちだと思いますか。( は1つだけ)

	有効回答数 (人)	満足している	ある程度満足している	やや不満である	不満である	わからない	無回答
一般	521	7.1	13.2	17.3	21.5	38.4	2.5

(単位：%)

問 障がいのある方にとって住みやすいまちをつくるためには、どのような活動が重要だと思いますか。あてはまるものをお答えください。( は主なもの3つまで)

一般	
1位	日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実(33.4%)
2位	訪問看護や機能訓練などの保健・医療サービスの充実(26.7%)
3位	障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動(26.5%)

## 5 ヒアリング調査の結果

### (1) 調査目的

アンケート調査では把握しづらい個別の具体的なニーズを直接の当事者等にヒアリングすることにより、詳細な状況などを把握することを目的とします。

ヒアリングの内容としては、障がい者の日常生活での実態・問題点や今後の要望などとなります。

### (2) ヒアリング調査概要

#### 調査対象先

- ・ 障害者当事者団体 5 団体
- ・ ボランティア団体 3 団体
- ・ 事業所 7 団体

#### 調査期間

- ・ 平成 23 年 8 月～9 月

### (3) ヒアリング意見

#### 理解と交流の促進

- ・ 知的障がいに対する住民の理解が浅い。(障害者当事者団体)
- ・ 施設へのボランティアや勉強等で知識を深め、壁を取り除いてほしい。(障害者当事者団体)
- ・ 福祉教育は、学校の先生によるところが大きいです。(障害者当事者団体)
- ・ 障がいのある子どもを隠す人がいます。(障害者当事者団体)
- ・ ボランティア参加者数の減少が課題。(ボランティア団体)

#### 保健・医療の充実

- ・ 愛知県心身障害者コロニーは縮小しており、利用できる枠が少なくなっている。(障害者当事者団体)
- ・ 保健センター、福祉、養護訓練センターがネットワークしていれば、相談窓口として機能するのではないかと。(障害者当事者団体)
- ・ 瑞浪市には医療やリハビリテーションを受けられる施設が少ないので、土岐市や多治見市まで行かないといけません。作業療法については、小さいうちからはじめたい。枠をふやしてほしい。(障害者当事者団体)

### 療育・保育・教育の充実

- ・学校において、療育手帳を持っている子どもに対する支援が不足している。(障害者当事者団体)
- ・小学校入学後についても、養護訓練センターに通えるようにしてほしい。(障害者当事者団体)

### 雇用・就労の促進

- ・雇い主の理解はもちろん、共に働く人たちの障がいに対する知識を深めてほしい。(障害者当事者団体)
- ・福祉的就労については、仕事量を確保できないと大変である。(障害者当事者団体)
- ・障がいにはいろいろなレベルがあるので、その子に応じて、仕事を増やしてほしい。(障害者当事者団体)
- ・精神障がいのある人は、コミュニケーションが苦手な人が多く、他の人のペースに合わせていけるか、みんなと協調してやっていけるか心配である。(事業者)

### 福祉サービスの充実

#### (相談支援)

- ・臨床カウンセラーによる相談支援があるとよい。(障害者当事者団体)
- ・相談支援事業所が周知されていない。(障害者当事者団体)
- ・養護訓練センターにおいて、お母さん同士のコミュニケーションや相談をできる部屋がほしい。(障害者当事者団体)
- ・相談支援専門員と各施設が情報共有や連携することによって、就労まで円滑に支援することができる。(事業者)

#### (生活支援)

- ・日中一時支援、生活介護については、定員数が足りない。(障害者当事者団体)
- ・老人福祉のデイサービスにおいて、障がいの程度が重い子どもを受け入れてくれるといい。(障害者当事者団体)
- ・土日などの休日をどのように過ごすかが心配である。休日の余暇活動を支援してほしい。(障害者当事者団体)
- ・小学校入学後には、土曜日や放課後などの居場所をつくってほしい。(障害者当事者団体)
- ・サービスの質を上げていくための専門性のある人材が求められている。(事業者)
- ・ガイドヘルパーの人員確保が必要である。(事業者)
- ・利用者が同じガイドを希望するため、新しくガイドを雇っても仕事が無い状態になり、人が育たないし定着しない。(事業者)



(情報提供・コミュニケーション)

- ・市役所からの郵便に、これは市役所のものだとわかるとよい。封筒に点字を入れるなど、重要文書がどうかわかるようにしてほしい。(障害者当事者団体)
- ・地域での連絡をファックスでしてもらいたい。年間行事などは分かるが、葬儀などの急な連絡はファックスでいただかないとわからない。(障害者当事者団体)
- ・利用者同士のつながりが薄くなり、利用者の拡大が難しくなっている。(ボランティア団体)

### **生活環境の整備**

- ・釜戸駅にエレベーターをつけてほしい。(障害者当事者団体)
- ・市民公園の運動場は、車いすの人にとって、トイレが不便である。(障害者当事者団体)
- ・避難所に避難してもコミュニケーションが取れない。聴覚障がい者のための避難所を作ってほしい。(障害者当事者団体)
- ・ろうあ者向けの防災資料を作りたい。(障害者当事者団体)

### **生涯学習推進・学習機会の拡充**

- ・引きこもりの子どもも一緒に活動できるとよい。(障害者当事者団体)
- ・スポーツなど、障がいの程度に合った指導をできる人がいるとよい。(障害者当事者団体)
- ・ガイドヘルパーは、泊まりでの支援ができない。(障害者当事者団体)

### **推進基盤の整備**

- ・事業拡大やサービス利用者の増員が必要になっている。(事業者)

瑞浪市障害者計画・障害福祉計画

発行 / 瑞浪市（平成 24 年 3 月）

編集 / 瑞浪市市民福祉部社会福祉課

岐阜県瑞浪市上平町 1 丁目 1 番地

TEL (0572)68-2111 (代)

FAX (0572)68-0294